

河川・水路占用料金新旧対照表

種 別		単 位	改定後 (R6.4.1～) (円)	改定前 (円)		
土地 占 用 料	通路	幅員が2.5メートル以下のもの	260	260		
		幅員が2.5メートルを超えるもの	1,000	1,000		
	貯木場、いかだの係留場その他これらに類するもの		1平方メートルにつき1年	660	660	
	電柱	第一種電柱	1本につき1年	3,100	3,100	
		第二種電柱		4,800	4,700	
		第三種電柱		6,400	6,400	
	電話柱	第一種電話柱		2,800	2,800	
		第二種電話柱		4,400	4,400	
		第三種電話柱		6,100	6,100	
	その他の柱類(支線、支線柱)				280	280
	送電塔			1平方メートルにつき1年	5,500	5,500
	水管、ガス管、引水管、排水管、ケーブルその他の埋設し、又は架設する物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	120	120
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			170	170
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	250		250	
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	330		330	
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	500		500	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	660		660	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1,200		1,200	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,700		1,700	
		外径が1メートル以上のもの	3,300		3,300	
橋りょう	幅員が2.5メートル以下のもの	1平方メートルにつき1年	380	380		
	幅員が2.5メートルを超えるもの		1,300	1,300		
栈橋				5,500	5,500	
鉄道、軌道等の用に供するもの				5,500	5,500	
工事用施設及び工事用材料置場				18,000	16,800	
その他のもの				5,500	5,500	
流水 占 用 料	鉱工業その他の用に供する場合		水量毎秒1リットルにつき1年	4,949	4,949	

(備考)

1 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。